

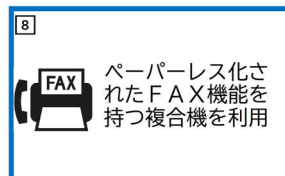
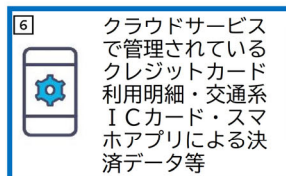
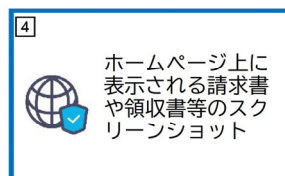
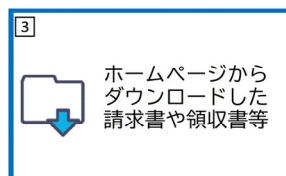
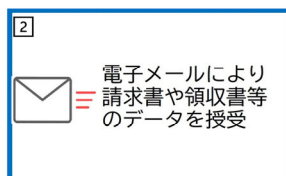


電子帳簿保存法(電子データ保存)の対応は12月中に

令和6年1月1日より電子取引について、紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類(注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など)に相当するデータを保存する必要があります。あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならない訳ではありませんが、受け取った場合だけでなく、自社が送付した場合にも電子データでの保存が必要となります。

データで保存が必要な書類の例は以下の通りとなります。再度確認をしていただき保存しなければならない書類に漏れがないか確認をして下さい。

電子データ保存の対象となる取引の例



電子データ保存が要件通り行われていない場合には青色申告の承認取り消しの可能性がありますので電子帳簿保存法に対応した書類の管理方法やシステムを導入して運用しておくことが必要です。

電子帳簿保存法においては電子データで保存しておくことだけでなく、『改ざん防止のための措置(タイムスタンプ・事務処理規程の整備)』をとること、『日付・金額・取引先で検索できること(日付または金額について、範囲を指定した検索ができ、かつ「日付・金額・取引先」のうち2つ以上の任意項目を組み合わせることで検索できる)』、『ディスプレイやプリンタ等を備え付けておくこと』があります。負担軽減策である「緩和措置」や「猶予措置」もありますので自社の対応に困っていることがあれば担当者までご相談下さい。

年末年始休業のご案内

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

誠に勝手ではございますが、下記の期間を年末年始休業とさせていただきます。

年末年始休業期間は何かとご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご了承のほど、お願い申し上げます。

■年末年始休業

令和5年12月29日(金)～令和6年1月4日(木)

※令和6年1月5日(金)より営業となります。



— 令和5年分の贈与もあと1ヶ月 —

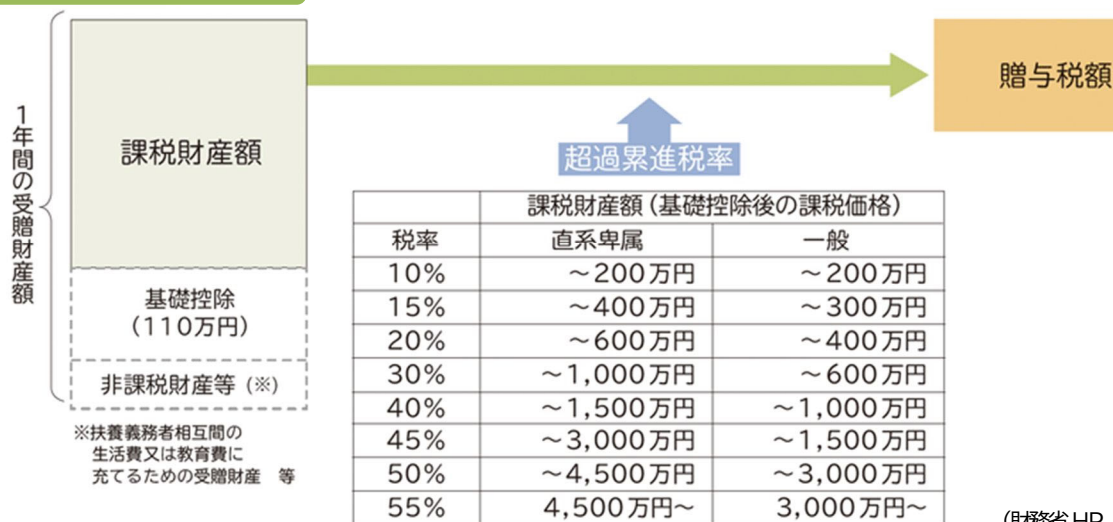
早いもので令和5年もあと1ヶ月となりました。令和5年中に贈与をお考えの方は、12月31日までに贈与を行う必要があります。また、令和6年1月1日以降の贈与については、令和5年度税制改正により、制度が大きく変わります。今回は、現行制度での贈与についてあらためて確認を行います。



贈与税とは

贈与税は、個人から贈与により財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税金になります。贈与税が課税される財産は、お金や不動産といった目に見える財産だけではありません。債務を代わりに返済してもらった場合など経済的利益を受けた場合にも贈与税の申告が必要になる場合があります。

1. 暦年課税の仕組み



※相続、遺贈等により財産を取得した人が、被相続人からその相続開始前3年以内に暦年課税による贈与で財産を取得した場合、相続税の計算にその贈与された財産を加算します。

2. 相続時精算課税の仕組み

	制度の仕組み	3,000万円を生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合の計算例 (平成27年1月1日以後の相続で、法定相続人が配偶者と子2人の場合)	【参考】 暦年課税の場合
贈与時	①贈与財産額を贈与者の相続開始まで累積 ②累積で2,500万円の非課税枠 ③非課税枠を超えた額に一律20%の税率	贈与額 3,000万円 非課税枠 2,500万円 税率 ×20% → 納付税額 100万円	納付税額 1,036万円
相続時	贈与財産額 (贈与時の価額) を相続財産の価額に加算して、相続税額を精算	贈与額 3,000万円 相続額 1,500万円 4,500万円 < 基礎控除: 4,800万円 → 無税・贈与時の納付税額100万円は還付	無税

相続時精算課税制度を選択できる場合 (暦年課税との選択制)

贈与者：60歳以上の者
受贈者：20歳(※)以上の贈与者の直系卑属である推定相続人及び孫
※令和4年4月1日以後の贈与については18歳

合計納税額 0円 1,036万円

(財務省 HP より)

(坂本憲彦)

インボイス制度Q&A

Q 受領したインボイスについて、登録番号が適正なものか、取引の都度確認する必要があるのでしょうか？

インボイスの適正性（番号が有効かどうか）については、事業者において確認する必要があります。

ただし、必ずしも取引の都度確認する必要はなく、**取引先の規模・関係性・取引の継続性**などを踏まえ、判断※することになります。



※ 登録は、自ら届出等しない限り有効であり、取消しも課税期間(原則1年)単位でしかできないため、これらも踏まえてご検討ください

Q インボイス公表サイトでの検索結果と、インボイスに記載された名称(屋号)が異なる場合はどうすればいいですか？

公表サイトは、取引先から受領した請求書等に記載されている番号が、「登録番号」として取引時点において有効なものかを確認するために利用するものであり、その有効性が確認できれば、一義的には正しいインボイスとして取り扱って差し支えありません。



Q 売手が負担する振込手数料のインボイスの取り扱いは？

売手からの代金請求について、取引当事者の合意の下で買手が振込手数料相当額を請求金額から差し引いて支払うことで売手が振込手数料相当額を負担する商慣行があります。

この場合の取扱いは、次の通りです。

1. 振込手数料相当額を課税仕入として処理する場合

売手が負担する振込手数料相当額を、課税仕入れとして処理している場合には、**金融機関や取引先が発行するインボイスが必要**となります。

2. 振込手数料相当額を売上値引きとして処理する場合

インボイス発行事業者が国内で行った課税資産の譲渡等について、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には、返還インボイスの交付義務がありますが、**その金額が税込1万円未満である場合には、返還インボイスの交付義務が免除**されます。そのため、**売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合には、通常、当該振込手数料相当額は1万円未満となるため、当該売上値引きに係る返還インボイスの交付義務が免除**されます。



(橋本健治)

令和5年分 年末調整の改正点

■ 配偶者および扶養親族に退職所得が見込まれる場合

配偶者および扶養親族の所得の見積額の記入について改正がありました。令和5年分より、配偶者および扶養親族に退職所得が見込まれる場合、退職所得を除いた所得の見積額等を記入することとなりました。それにともない、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の最下欄が変更となっています。

配偶者控除や扶養控除を適用する場合、配偶者や扶養親族の「合計所得金額」をもとに適用の可否を判断します。この「合計所得金額」の範囲が所得税と住民税で異なります。

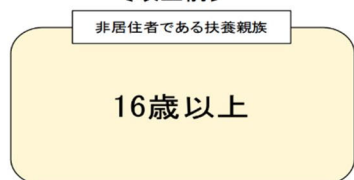
- ・ 所得税の「合計所得金額」…退職所得を含む
- ・ 住民税の「合計所得金額」…退職所得を含まない

所得税では配偶者控除や扶養控除が適用できなくても、住民税では適用できる場合があります。適用漏れを防ぐため改正されました。

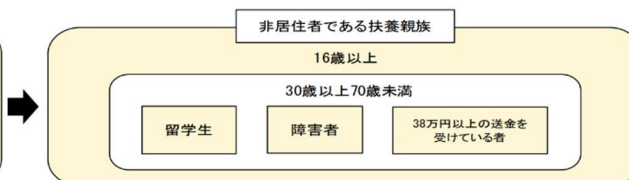
■ 扶養控除等が適用される国外居住親族の範囲の変更

扶養親族となる非居住者の適用範囲が改正されます。16歳以上の非居住者のうち、30歳以上70歳未満の非居住者が扶養控除の対象外となります。ただし30歳以上70歳未満であっても、留学生、障害者、38万円以上の送金を受けている者は扶養控除の対象となります。

【非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用要件】
〔改正前〕



〔改正後〕



…扶養控除の対象

…扶養控除の対象外

(北原隆幸)

職員コラム

～ 冬 ～

赤羽拓実



秋も終わり、いよいよ本格的な冬に差し掛かろうとしています。

冬といえば皆様は何を思い浮かべるでしょうか。現在朝礼時の3分間スピーチのテーマも「冬」ということで、各職員が冬にまつわるエピソードを話しています。

現在私は上伊那郡箕輪町から通勤をしており、毎日車の運転には細心の注意を払っていますが、冬の時期はその比ではありません。

今年の2月、午前からの降雪による帰宅難民となる恐れがあったことから、急遽

午後早退した日がありました。しかし各道路の交通状況から、岡谷廻りでの帰宅を

選択したところ、4時間かけても全く進まず、諏訪湖から引き返すことを余儀なくされました。結局その日は、宿泊施設をとることができなかったため、同僚の家に泊めてもらい、事なきを得ました。車には万が一に備え、防寒具等を載せてあり、どんな状況でも問題ないように準備はしていましたが、改めて自然の恐ろしさを感じました。

もちろん冬ならではの楽しいこともあります。スキーやスノーボード、スケートなどのウィンタースポーツを楽しめる季節です。学生時代には毎年スキーやスノーボードを目的に様々なスキー場へ行っていました。入社してからは、毎年同期と計画はするものの、色んな事情から一度も実現したことがないため、今年こそは行けたらと思っています。

皆様もお体に気を付けながら、よい冬をお過ごしください。

